



平成18年5月24日

各 位

会 社 名：株式会社メッセージ
代表者名：代表取締役社長 橋本 俊明
(JASDAQ コード番号：2400)
問合せ先：専務取締役 矢吹 章
電話番号：086-242-1551

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月24日開催の取締役会において、平成18年6月28日開催予定の第9期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定時株主総会開催予定日 平成18年6月28日(水曜日)
2. 変更の理由
 - (1)「介護保険法等の一部を改正する法律」(平成17年法律第77号)が平成18年4月1日に施行されたことに伴い、同法に規定するサービスを行うことを明確にするため、目的の変更を行うものであります。(変更案第2条)
 - (2)取締役の執行責任を明確にするため、当社各子会社の定款に規定する目的を追加するものであります。(変更案第2条)
 - (3)「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という。)が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、「会社法」及び「整備法」に基づき、当社現行定款につき次のとおり所要の変更を行うものであります。
 - ①インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。(変更案第14条)
 - ②取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります。(変更案第24条)
 - ③その他、「会社法」が施行されることに伴う規定の整備を行うものであります。
 - (4)その他、字句の修正を行い、また条文の加除に伴い、条数の変更等所要の変更を行うものであります。

なお、「整備法」に定める経過措置の規定により、平成18年5月1日付で、当社定款には以下の定めがあるものとみなされております。

- ①取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く旨の定め
- ②株券を発行する旨の定め
- ③株主名簿管理人を置く旨の定め

3. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社メッセージと称し、英文では、Message Co., Ltd. と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>痴呆対応型共同生活介護の居宅サービス事業</u></p> <p>(2) <u>特定施設入所者生活介護の居宅サービス事業</u></p> <p>(3) <u>通所介護の居宅サービス事業</u></p> <p>(4) <u>訪問介護の居宅サービス事業</u></p> <p>(5) <u>訪問看護の居宅サービス事業</u></p> <p>(6) <u>居宅介護支援事業</u></p> <p>(7) 老人用住宅の賃貸および管理運営</p> <p>(8) 有料老人ホームの経営</p> <p>(9) 食事の配送および家事の援助</p> <p>(10) フランチャイズシステムによる前各号事業の加盟店の募集および指導育成</p> <p>(11) 不動産の売買、仲介、賃貸、管理業</p> <p>(12) 労働者派遣事業 (新設) (新設) (新設) (新設)</p> <p>(13) 前各号に付帯する一切の業務 (本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を岡山県倉敷市に置く。 (新設)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置くものとする。</p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>介護保険法に基づく居宅サービス事業</u></p> <p>(2) <u>介護保険法に基づく地域密着型サービス事業</u></p> <p>(3) <u>介護保険法に基づく居宅介護支援事業</u></p> <p>(4) <u>介護保険法に基づく介護予防サービス事業</u></p> <p>(5) <u>介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業</u></p> <p>(6) <u>介護保険法に基づく介護予防支援事業</u></p> <p>(7) (現行どおり)</p> <p>(8) (現行どおり)</p> <p>(9) (現行どおり)</p> <p>(10) (現行どおり)</p> <p>(11) 不動産の売買、仲介、賃貸、管理及びコンサルティング業</p> <p>(12) (現行どおり)</p> <p>(13) <u>給食及び給食管理業務</u></p> <p>(14) <u>高齢者及び高齢者施設に関する看護、介護、マネジメント技術の研究、開発、出版及び研修の斡旋</u></p> <p>(15) <u>給食及び給食管理業務</u></p> <p>(16) <u>医療器具、福祉用具、介護用品及び介護機器の販売、修理及びレンタル</u></p> <p>(17) 前各号に付帯する一切の業務 (本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置くものとする。</p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、579,200株とする。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定に基づき、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 当社は、<u>株式および端株につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2. <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）、端株原簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録および端株の買取りその他株式および端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社の<u>株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録および端株の買取りその他株式および端株に関する取扱いおよび手数料は、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、<u>毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2. <u>前項、その他定款に別段の定めがある場合を除き、必要ある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(公告の方法)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、579,200株とする。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、<u>法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集時期)</p> <p>第10条 当会社の定時株主総会は、毎決算期日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2. 代表取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。</p> <p>(株主総会の議事録)</p> <p>第14条 株主総会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印する。</p> <p>2. 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集時期)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年3月31日とする。</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ。)に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。</p> <p>(株主総会の議事録)</p> <p>第17条 株主総会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第15条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法) 第16条 当社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期) 第17条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第18条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選任する。 (新設)</p> <p>2. <u>取締役会の決議により、取締役の中から代表取締役社長1名を選任し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集者および議長) 第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2. <u>代表取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(取締役会の招集手続) 第20条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議方法) 第21条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任方法) 第19条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。</p> <p>2. <u>代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</u></p> <p>3. <u>取締役会は、その決議により取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集者及び議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、<u>各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u> (削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第22条 取締役会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</p> <p>2. 取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</p> <p>(取締役の報酬および退職慰労金) 第23条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会において定める。</p> <p>(相談役および顧問) 第24条 取締役会の決議により相談役および顧問を置くことができる。</p> <p>(取締役会規程) 第25条 取締役会に関しては、この定款に定めるもののほか、取締役会で定める取締役会規程による。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第26条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法) 第27条 当社の監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役の任期) 第28条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第24条 当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録) 第25条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役は、これに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役の報酬等) 第26条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(相談役及び顧問) 第27条 取締役会の決議により相談役及び顧問を置くことができる。</p> <p>(取締役会規程) 第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数) 第29条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任方法) 第30条 当社の監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(補欠監査役の予選の効力) 第31条 補欠監査役の予選の効力は、当該選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(監査役の任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役補欠者の選任)</p> <p>第29条 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、定時株主総会においてあらかじめ監査役の補欠者を選任することができる。</p> <p>2. 株主総会における監査役補欠者の選任決議は、総株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>3. 法令に定める監査役の員数を欠くことになり、前項により選任された監査役補欠者が監査役に就任した場合の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>4. 第1項の規定により選任された監査役補欠者の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第30条 監査役の互選により常勤監査役を定める。</p> <p>(監査役会の招集手続)</p> <p>第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役会の議決方法)</p> <p>第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第33条 監査役会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果を記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</p> <p>2. 監査役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</p> <p>(監査役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第34条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会において定める。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第35条 監査役に関しては、この定款に定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規程による。</p>	<p>(削除)</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第33条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集手続)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の議決方法)</p> <p>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第36条 監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役は、これに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>(削除)</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第38条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>

